

# 日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度規則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 目的

産婦人科領域における内視鏡の歴史は古く、近年、急速な発展を遂げ、腹腔鏡や子宮鏡および卵管鏡を用いた低侵襲の診断や治療があらゆる婦人科疾患を対象に行われつつある。内視鏡手術は閉鎖された空間で繊細な周辺機器を用いて行う手術であり、機器に対する十分な知識と高度な技術が求められる。日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度は、産婦人科領域における内視鏡手術に携わる医師の技術と知識を評価し、内視鏡手術を安全かつ円滑に施行する者を認定し、本邦産婦人科領域における内視鏡手術の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

注：日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度委員会において規定する内視鏡手術とは、腹腔鏡、子宮鏡等を用いて行う手術を意味するものとする。

## 第 2 章 技術認定制度委員会

### 第 2 条 技術認定制度委員会の設置

日本産科婦人科内視鏡学会（以下、本会と略記）は、前条の目的を達成するために技術認定制度委員会を置く。

### 第 3 条 技術認定制度委員会の構成

- 1) 委員長 1 名と委員若干名

### 第 4 条 技術認定制度委員会の業務

- 1) 技術認定制度委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。
- 2) 技術審査委員の審査選定を行う。

### 第 5 条 技術認定制度委員会委員の資格

- 1) 技術認定制度委員会委員は、日本産科婦人科学会専門医でなければならない。
- 2) 技術認定制度委員会委員は本会会員であると同時に、本会技術認定証取得者でなければならない。
- 3) 技術認定制度委員会委員は、本学会の理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

### 第 6 条 技術認定制度委員会委員長ならびにその業務

- 1) 技術認定制度委員会委員長は技術認定制度委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て理事長が任命する。委員長は技術認定担当常務理事を兼ねることができる。
- 2) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定のために技術認定小委員会を置く。構成は若干名の技術認定制度委員及び技術審査委員からなる。技術認定小委員会は当該年の審査を行う技術審査委員の選出ならびに審査結果の判定を行い、技術認定制度委員会に答申する。
- 3) 技術認定制度委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認得た後、対処される。
- 4) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定制度委員会で選出された技術審査委員内定者を理事長に報告する。技術審査委員内定者は理事会の議を経て評議員会に報告され理事長により技術審査委員として任命される。

#### 第7条 技術認定制度委員並びに委員長の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として継続4年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

#### 第8条 技術認定制度委員、委員長の欠員の補充

- 1) 委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 技術審査委員

#### 第9条 技術審査委員の業務

- 1) 技術審査委員は技術認定のため申請された書類並びにビデオをもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を技術認定制度委員会に報告する。

#### 第10条 技術審査委員の資格

技術審査委員は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 継続7年以上本学会会員であること。
- 2) 技術認定証取得者であり、5年以上経過していること。
- 3) 日本産科婦人科学会専門医であること。
- 4) 産婦人科領域の高度の内視鏡手術を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができること。
- 5) 本会あるいはそれに準じる国内および国際学会での十分な業績を有すること。
- 6) 本会雑誌あるいはそれに準じる国内および国際雑誌に十分な業績を有すること。
- 7) コンセンサスミーティングに過去1回以上出席していること。

#### 第11条 技術審査委員選出方法

- 1) 技術審査委員は、第3章第10条各号に定める有資格者の中から、理事会の議を経て、理事長が任命する（但し本規則発足時は2)号は考慮されない。また別途定めるまでは、研修会指導医の中から選出する）。
- 2) 手術実績一覧表提出

#### 第12条 技術審査委員の更新

技術審査委員は3年ごとに更新する。再認に際しては、下記書類について技術認定制度委員会再審査し、理事会の議を経て、理事長が任命する。

- 1) 最近5年間継続して産婦人科領域の内視鏡手術を行っていることの証明書類。

#### 第13条 技術審査委員の資格喪失

次の各号に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、技術審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により技術審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 3) 日本産科婦人科学会専門医の資格を喪失したとき。
- 4) 技術審査委員の更新を受けないとき。
- 5) 産婦人科領域の内視鏡手術に従事しなくなったとき。
- 6) 技術審査委員として不適当と認められたとき。

## 第4章 技術認定申請資格

### 第14条 技術認定申請要件

技術認定を申請する者(以下、技術認定申請者と略記)は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 継続3年以上本学会会員であること。
- 2) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること。
- 3) 通算2年以上の産婦人科内視鏡手術の修練を行っていること。ただしこの2年以上の修練とは専門医取得以後の期間とする。
- 4) 術者として以下の規定件数以上の内視鏡手術経験を有する。  
腹腔鏡下手術で申請するものは100件  
子宮鏡下手術で申請するものは50件  
注：日本内視鏡外科学会への申請は腹腔鏡下手術のみで行う。
- 5) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等に複数回出席していること。
- 6) 国内外において、筆頭演者として学会発表5題以上の内視鏡手術に関係する発表があること\*。
- 7) 国内外において、内視鏡手術に関係する論文があること【論文5題以上(内1題は筆頭著者)】\*。

\* 日本産科婦人科内視鏡学会実技研修会、日本産科婦人科内視鏡学会学術研修会及び日本内視鏡外科学会教育セミナーへの参加1回は、学会発表1回、又は論文発表(筆頭著者以外)1回のいずれかに相当する。なお代替の場合にも内視鏡手術に関係する学会発表3題、論文発表3題(内筆頭1題以上)は必須とする。

## 第5章 技術認定方法

### 第15条 申請方法

技術認定を希望する者は、次の各号に定める申請書類とビデオを日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度委員会に提出し、手数料30,000円を納付する。

- 1) 技術認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本産科婦人科学会専門医認定証(写)
- 4) 産婦人科内視鏡手術の手術実績一覧表(様式は別に定める)
- 5) 業績目録(抄録および別刷のコピー)
- 6) 6ヶ月以内に行った内視鏡手術の未編集のものを、DVDで1本提出  
(自分で企画、遂行したもの。但し術式は不問)。

### 第16条 技術認定審査方法

技術認定申請者は、技術認定制度委員会により指名された技術審査委員によって、申請書類およびビデオから技量を審査され、技術認定制度委員会に報告される。その結果に基づき技術認定小委員会、さらに技術認定制度委員会において判定され、理事会に答申される。

- 1) 申請期間は毎年2月1日より2月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

## 第 17 条 認定証の交付

理事長は、技術認定制度委員会が術者としての十分なる技量があると認めた者に対して、理事会の議を経て評議員会に報告し本会技術認定証を交付する。

## 第 18 条 技術認定資格の更新

技術認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。更新は、第 15 条 2 ) 3 ) 5 ) の書類と 6 ) 号のビデオに下記内容を追加提出し、それら申請内容を技術認定小委員会で調査並びに審査し、技術認定制度委員会が判定し理事会の議を経て承認される。なお所定の基準を満たした場合にはビデオによる技術審査を免除する。

- 1 ) 最近 5 年間継続して臨床に従事していることの臨床実績
- 2 ) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等の参加実績
- 3 ) 最近 5 年間に行った腹腔鏡下手術 50 例以上、又は子宮鏡下手術 30 例以上の手術実績一覧表

### 2 . 更新手数料

更新手数料：30,000 円 ( ビデオ技術審査免除の場合 20,000 円 )

## 第 19 条 技術認定証取得者の資格喪失

次に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1 ) 正当な理由を付して、その認定資格を辞退したとき。
- 2 ) 本会会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- 3 ) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4 ) 技術認定証取得者として不適当と認められたとき。
- 5 ) 臨床に従事しなくなったとき。

## 第 20 条 復活

やむをえない事情により取り消された技術認定資格は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

## 付則

- 1 ) 本規則発効時は技術認定制度委員並びに技術審査委員は本会研修会指導医の中から理事長により指名される。
- 2 ) 本規則は 2002 年 8 月 2 日より施行される。
- 3 ) 2007 年 10 月 1 日 第 14 条、第 18 条改定